

かごしま出会い応援団実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、かごしま出会いサポートセンター（以下「センター」という。）かごしま出会い応援団（以下「応援団」という。）に係る事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(役 割)

第2条 応援団の役割は、お引き合わせ場所の提供等とする。

- (1) お引き合わせにふさわしい場所の提供。時間については概ね2時間以内とする。
- (2) お引き合わせの際の茶菓の提供。費用については、3名の飲物と2名の菓子を含め、3,000円とする。
- (3) センター事業への協力を行う。

(募 集)

第3条 センターは事業の趣旨に賛同し、結婚に向けたお引き合わせ場所の提供をする次に掲げる要件を満たす団体等（結婚の斡旋等を業務とする団体等を除く。）を応援団として募集する。

- (1) 県内に事業所等があるレストラン、ホテル、旅館、結婚式場等。
- (2) 店舗の名称・所在地・応援団企業のホームページのURL等をセンターWebサイトで公開することに同意した企業等。
- (3) お引き合わせの際に知り得た個人情報을適正に取り扱うことに同意した企業等。

(登録の申込み)

第4条 応援団の登録を受けようとする団体等は、かごしま出会い応援団登録申込書（別紙様式1）に次に掲げる書類を添えてセンターに申し込むものとする。この場合において、当該団体等は、登録料等を支払うことを要しない。

- (1) 誓約書（別紙様式2）
- (2) 登録の申込みに関して記載いただいた内容は、本事業以外には使用しません。

(登録の実施)

第5条 センターは、前条の規定による登録の申込みがあった場合においては、遅滞なく判定し、鹿児島県（以下「県」という。）が審査を行い適当と判断した場合は登録をする。

- 2 センターは、審査に必要な限度において関係機関等に照会することができる。
- 3 センターは、第1項の登録をした場合においては、県とセンター長連名のかごしま出会い応援団登録証を交付する。

(登録の拒否)

第6条 センターは、第4条の規定による登録の申込みをした団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 結婚のあっせん等を業務とする団体等
- (2) 宗教活動又は政治活動をすることを目的とする団体等
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等又はその役員等が暴力団員である団体等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターが登録をすることが適切でないと認めた団体等

(個人情報の取扱い)

第7条 登録団体等は、その取得した個人情報を厳重に管理することとし、本人の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

(変更の届出)

第8条 応援団登録申込書に記載した事項に変更があったときは、登録内容変更届(別紙様式3)をセンターに提出するものとする。登録内容変更届により届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

2 センターは、前項の規定による提出があった場合においては、必要に応じて登録証の書換え交付を行うものとする。

(登録の辞退)

第9条 応援団が登録を辞退するときは、登録辞退届(別紙様式4)をセンターに提出するものとする。

2 センターは、前項の規定による提出があった場合においては、登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第10条 センターは、応援団が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第5条第1項の登録を受けたとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、応援団の運営等に関し必要な事項は、鹿児島県と協議して定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。